

## 豊中市道路損傷等通報アプリケーション「まちカメくん」の利用に関する規約

この規約は、豊中市（以下「市」という。）が株式会社アーバングラフィック（以下「提供元」という。）に委託して提供する豊中市道路損傷等通報アプリケーション「まちカメくん」（以下「アプリ」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。アプリの利用に当たっては、この規約に同意することが必要です。

アプリを利用した場合は、この規約について同意したものとみなします。

### （アプリの概要）

第1条 このアプリは、市が管理する道路の損傷状況等をスマートフォンのカメラ・GPS・メール機能等を利用して市に通報するシステムです。時間帯等によってはメールによる通報を市が確認できない場合がありますので、緊急時は電話による通報をお願いします。

### （アプリの運用）

第2条 市は、アプリの利用者（以下、「利用者」という。）に通知することなく、アプリの変更、中断及び終了をすることがあり、これにより、利用者又は第三者に発生した損害については、市は一切の責任を負わないものとします。

### （アプリが自動で取得する情報）

第3条 アプリは、次に掲げる情報を当該利用目的のために自動で取得します。ただし、利用者が自動取得を行わない設定をした場合には、取得しません。

取得する情報：GPS機能によるスマートフォンの位置情報

利用目的：メールの本文及び添付ファイルに位置情報データを渡すため

2 前項の情報を、アプリが自動で外部送信することはありません。

### （個人情報）

第4条 利用者がアプリを介してメールにより送信し、市が収集した個人情報は、下記のとおり取り扱います。

- （1） 個人情報の収集、利用及び管理は、豊中市個人情報保護条例に基づき適正に行います。
- （2） 取得した個人情報は、通報に係る目的の範囲内で利用します。

### （利用環境）

第5条 アプリは、次に掲げる環境で利用することができます。

- （1） インターネットに接続できる Apple 社の iOS 8 以上を搭載したスマートフォン
- （2） インターネットに接続できる Google 社の Android 4.0 以上を搭載したスマートフォン

### （利用者の禁止事項）

第6条 利用者は、アプリを利用するに当たっては、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- （1） 法令等又は公序良俗に反する行為
- （2） アプリを第1条で定める通報以外の目的で利用する行為
- （3） アプリを市の許可なく商用利用する行為

(4) アプリを利用し、いたずらに市へメールを送信する行為

(5) その他市が不相当と判断する行為

2 前項各号の行為に起因して市又は第三者に損害が生じた場合において、利用者は当該損害を賠償する責を負うことがあります。なお、この場合において、市は損害を被った第三者に対し一切責任を負いません。

(通報に関する対応方法)

第7条 市は利用者からアプリを介して送信されたメールに対し、返信する義務を負いません。また、市は緊急度の低い通報内容であると判断した場合等においては、対応を行わない場合があります。

(画像の利用許諾)

第8条 利用者から、アプリを介してメールで送信された画像は、市が自由に利用することを利用者が許諾したものとみなします。

(免責事項)

第9条 利用者がアプリを利用すること又は利用できなかったことで発生する損害について、市は一切の責任を負いません。

(その他の注意事項)

第10条 アプリの利用に伴う通信料金は、利用者の負担になります。

(広告又は道路情報の配信)

第11条 市はアプリ上で、プッシュ通知により市政又は道路に関するお知らせを配信することがあります。

2 前項のプッシュ通知は、利用者が受信を拒否する設定をした場合には、通知をしないものとします。

(問合せ窓口)

第12条 本アプリに関する問合せ、相談は以下の窓口でお受けします。

(1) 窓口名称

豊中市都市基盤部道路維持課

(2) 問合せ方法

以下の問合せメール又は電話連絡先へ問合せてください。

(3) 問合せメールアドレス

douro\_tsuho@city.toyonaka.osaka.jp

(4) 電話連絡先

06-6858-2382

附 則

この規約は、平成29年10月1日から施行します。